

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	環境省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可

① 手続の概要

産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者及び処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項、第6項）、さらに更新期間ごとに更新を受けなければその効力が失われるため、原則として5年ごと（優良産廃処理業者認定制度（※）の認定を受けた者は7年ごと）に更新申請をする必要がある（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の9、第6条の11）。

また、都道府県知事等は、申請が許可基準に適合していること及び申請者が欠格要件に該当していないことの二つの要件に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならず（法第14条第5項、第10項）、かかる事務は法定受託事務とされている（法第24条の4）。

なお、行政手続コストについては、例えば産業廃棄物収集運搬業許可申請等の添付書類について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成29年4月28日公布・環境省令第8号）により添付書類の様式の統一化を行うなどこれまでも必要に応じ、申請手続の簡素化・合理化を図ってきたところ。

※通常の許可基準よりも厳しい基準（遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性）に適合した優良な産廃処理業者を都道府県知事等が審査して認定する制度。平成23年4月1日より運用開始。

② 電子化の状況

申請手続の電子化については事務を担う都道府県等において対応が行われており、都道府県等では、許可の申請手続においては一部書類の原本を求めると及び文書の補正を指導することが多く対面審査が適していること等から、電子化が進んでいないところ。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る優良産廃処理業者認定制度

優良産廃処理業者認定制度については、中央環境審議会においても議論され、平成29年2月に環境大臣に対し意見具申された「廃棄物処理制度の見直しの方向性」において、「平成23年4月の施行から平成28年9月末までに7,670件（業者数としては1,050者）の認定を行っており、その認定数は着実に増加しているが、その認定の数と質の両面の向上が必要である。」と指摘されたところであり、これを踏まえ、認定要件の見直し、強化及び優良認定を受けた処理業者に対する優遇措置について、平成29年度から検討を開始し、平成30年度に結論を得る予定としている。

平成30年度においては、上記の検討を実施したほか、優良産廃処理業者認定制度の更新に係る都道府県等の運用ルールの統一等を図るため、「優良産廃処理業者認定制度の事業の透明性に係る基準について（通知）」（平成30年6月8日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）を发出したところ。

今後、上記結論を踏まえた優良産廃処理業者認定制度についての周知徹底を図り、その認定の数と質の両面を向上させる必要がある。新規認定の数を着実に増加させることで、5年ごとの更新申請手続が7年ごとの更新申請手続となり、産廃処理業者の事務手続のコスト削減に資することから、都道府県等の理解と協力を得つつ制度の運用を行っていく。

(2) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る電子化

電子申請の活用については、中央環境審議会においても議論され、平成29年2月に環境大臣に対し意

産業廃棄物収集運搬業及び処分業

見具申された「廃棄物処理制度の見直しの方向性」において、「電子申請の活用については、より便利で利用者負担の少ない行政サービスを提供するという観点が必要であると同時に、行政運営の効率化の観点も踏まえて対応することが重要である。例えば、単なる事実関係報告など、電子申請になじみやすい手続がある一方で、申請者と行政が事前相談を重ねながら申請書を作成するような手続では、電子申請によることがかえって非効率となる場合もある等、こうした点についても留意しつつ、進めていくことが重要である。」と指摘されたところであり、これを踏まえ、国においても広域認定制度や再生利用認定制度など、可能なものから電子化等による手続の合理化を進めていくとともに、都道府県等及び申請者側の双方において効率的で効果的な対応が可能な手続から段階的に進めることも含め、昨年度に続き、平成 30 年 6 月の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議及び平成 31 年 1 月の全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議においても周知を行ったところ。

これに加え、収集運搬業許可申請等の電子化については、平成 30 年度より排出事業者、処理業者、自治体等の関係者から課題等の意見を聴取し、電子申請等の検討を行っているところ、電子申請を実現するためには、電子申請システムの構築、申請手数料の電子的納付等、解決すべき課題がいくつか指摘されている。引き続き、政府における法案整備（いわゆる「デジタル手続法案」）や情報システム整備等の進捗状況を踏まえ、申請様式も含めた電子化の検討を進めることとする。

さらに、電子媒体による書類の提出については、事業者及び自治体において効率的で効果的な対応が可能となるよう、その対応を都道府県等に対して促すこととする。

(3) 事務手続の簡素化

産業廃棄物処理業許可申請の申請書類については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」という。）により申請者又は都道府県の事務の合理化のため、規則第 9 条の 2 第 2 項第 9 号から 14 号により定められている住民票の写し、登記事項証明書又は株主登記簿の謄本を提出して産業廃棄物処理業等の許可を受けた許可業者等が、都道府県等に対して業の範囲の変更や新規の許可申請をした場合若しくは他の都道府県等に対して新規の許可申請を行った際に、当該申請に係る審査を行う都道府県知事等の判断により、先行許可にかかる許可証の提出をもって、当該住民票の写し等の全部又は一部に変えることができると定められているところ。当該制度の更なる活用を促すため、都道府県等に対して改めて周知を行うこととする。

3 コスト計測

1. 選定理由

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進する観点から、優良産廃処理業者認定制度の認定の数と質の両面の向上が必要であり、かつ、新規認定の数が増加すれば、手続の負担が減少するため。

毎年度、優良産廃処理業者認定制度の認定の数を調査するため、コスト計測が正確に算出できる。

2. コスト計測の方法及び時期

(1) 産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可に係る優良産廃処理業者認定制度

毎年度、優良産廃処理業者認定制度の認定の数を調査する。特に、平成 30 年度の上記結論を踏まえ優良産廃処理業者認定制度の周知徹底を図る予定であり、平成 31 年度以降の調査及び下記の計算式に基づき、コスト計測を行い、現時点との比較を行う。

{ (産業廃棄物処理業の許可件数) - (優良産廃処理業者として認定された許可件数) }

× (産業廃棄物処理業の許可申請手続事務負担) × 1/5

+ (優良産廃処理業者として認定された許可件数)

× (産業廃棄物処理業の許可申請手続事務負担) × 1/7